

## 放射性同位元素等規制法の関係告示の改正について

令和3年2月26日  
放射線審議会事務局

放射線審議会第151回総会（令和3年2月12日）における議論概要と今後の答申の取りまとめに向けた論点を整理する。

### 1. 第151回総会における委員の御意見

(1) 改正を行うと改正の前後で規定の解釈に変更が生じているかのような誤解等が生じ得ること、東京電力福島第一原子力発電所敷地内の施設についても従前の法令の規定に基づいて対応できると考えられることなどを踏まえると、本告示改正は行うべきではないとする意見。

（石井委員、中村委員、松田委員、吉田委員）

(2) 今回の改正を行う際には、原子炉等規制法に係る特定原子力施設に指定され特別な管理が行われている東京電力福島第一原子力発電所敷地内に限定した内容であること、他の放射線施設への規定の適用については変更がないことなどについて、考え方を丁寧に説明する文書等を作成することを条件としたうえで、本告示改正を行うのであれば差し支えはないとする意見。

（小田委員、大野委員）

### 2. 答申に向けて御審議いただきたい事項

- 第151回総会の議論においては、もし諮問に基づく改正をするならば丁寧な説明が必要であるとする意見があったものの、従前の法令の規定に基づいて対応できると考えられることなどから改正は不要と考えるというのが委員の共通の意見であったと考えられる。前回の審議の結果を踏まえて、改正を不要として答申してはどうか。
- 改正を不要と考える理由としては、第151回総会の審議内容を踏まえると、以下のように整理されるか。
  - ・工場又は事業所境界の線量基準は、施設の性能を評価することを目的とするものであり、当該施設に起因する放射線を評価の対象とするものである。

- ・ このため、現行の放射性同位元素等の規制に関する法律の規定は、放射性同位元素等を取り扱うに当たっての工場又は事業所境界の実効線量の算定の際に、当該施設に起因する放射線を評価の対象とすればよく、東京電力福島第一原子力発電所事故に由来する線量等の他の施設に由来する線量を含めることを求めるものではないと解すべきであることから、諮問のあった告示の改正は、これまでの解釈を変更するかのような誤解や混乱を与えかねない。

○ 上述の方向性を答申書に整理すれば、別紙のとおり。

原規放発第 号  
令和 年 月 日

原子力規制委員会 宛て

放射線審議会会長 名  
(公印省略)

平成 12 年科学技術庁告示第 5 号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）に係る放射線障害防止に関する技術的基準の改正について（答申）

令和 3 年 2 月 3 日付け原規放発第 21020312 号をもって諮問のあった事項については、改正は不要である。その理由は以下のとおり。

- ・工場又は事業所境界の線量基準は、施設の性能を評価することを目的とするものであり、当該施設に起因する放射線を評価の対象とするものである。
- ・このため、現行の放射性同位元素等の規制に関する法律の規定は、放射性同位元素等を取り扱うに当たっての工場又は事業所境界の実効線量の算定の際に、当該施設に起因する放射線を評価の対象とすればよく、東京電力福島第一原子力発電所事故に由来する線量等の他の施設に由来する線量を含めることを求めるものではないと解すべきであることから、諮問のあった告示の改正は、これまでの解釈を変更するかのような誤解や混乱を与えかねない。